

多様な大都市制度の早期実現を求める 指定都市市長会アピール(案)

指定都市は、住民に最も身近な基礎自治体であり、各圏域の中核都市として、人口の集中や産業の集積などによる大都市特有の行財政需要に対応しながら、全国の都市自治体を先導する役割が求められている。

しかし、現行の指定都市制度では、道府県の事務権限の一部について特例が措置されているに過ぎず、大都市の潜在能力を十分に発揮することができない。

大都市制度に関する議論の根幹は、このような課題を解決し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

指定都市は、その規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、大阪や新潟などでは、各地域にふさわしい大都市制度の実現を目指している。大都市が抱える諸課題を解決するためには、各地域の実情に応じた大都市制度を整備することが必要である。

国においては、第 30 次地方制度調査会が、今年の夏に大都市制度に関する答申を予定している。また、与党において、道州制に関する基本法案の検討が進められているのをはじめ、道州制に関する議論が活発に行われている。道州制の議論に当たっては、住民に身近な基礎自治体の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

については、昨年成立した「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から制度創設を提案している特別自治市など多様な大都市制度の早期実現を図るよう、国や各政党に対し、引き続き強く求めていく。

平成 25 年 5 月 29 日
指定都市市長会